

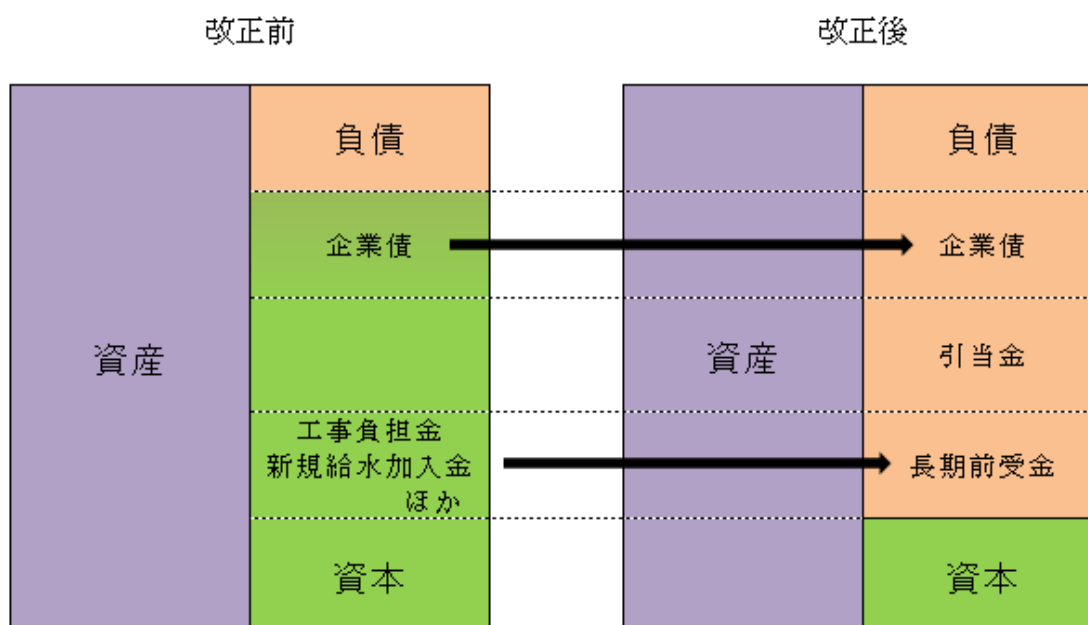
新会計制度適用に伴う主な変更点について

1 貸借対照表において「資本」が減少し「負債」が増加します

① 企業債、工事負担金、新規給水加入金の計上区分を変更

「資本金」→「負債」へ変更

② 新たな引当金（賞与引当金、貸倒引当金）の義務づけ



2 新たな収益として「長期前受金戻入益」が計上されます

水道管などの資産の財源である長期前受金（工事負担金、新規給水加入金など）を、減価償却に合わせ、耐用年数の期間にわたって各年度に収益として計上します。

→ 平成26年度以降、約1億円の新しい収益（長期前受金戻入益）が毎年計上されます（ただし、現金を伴わない見かけ上の収益です）

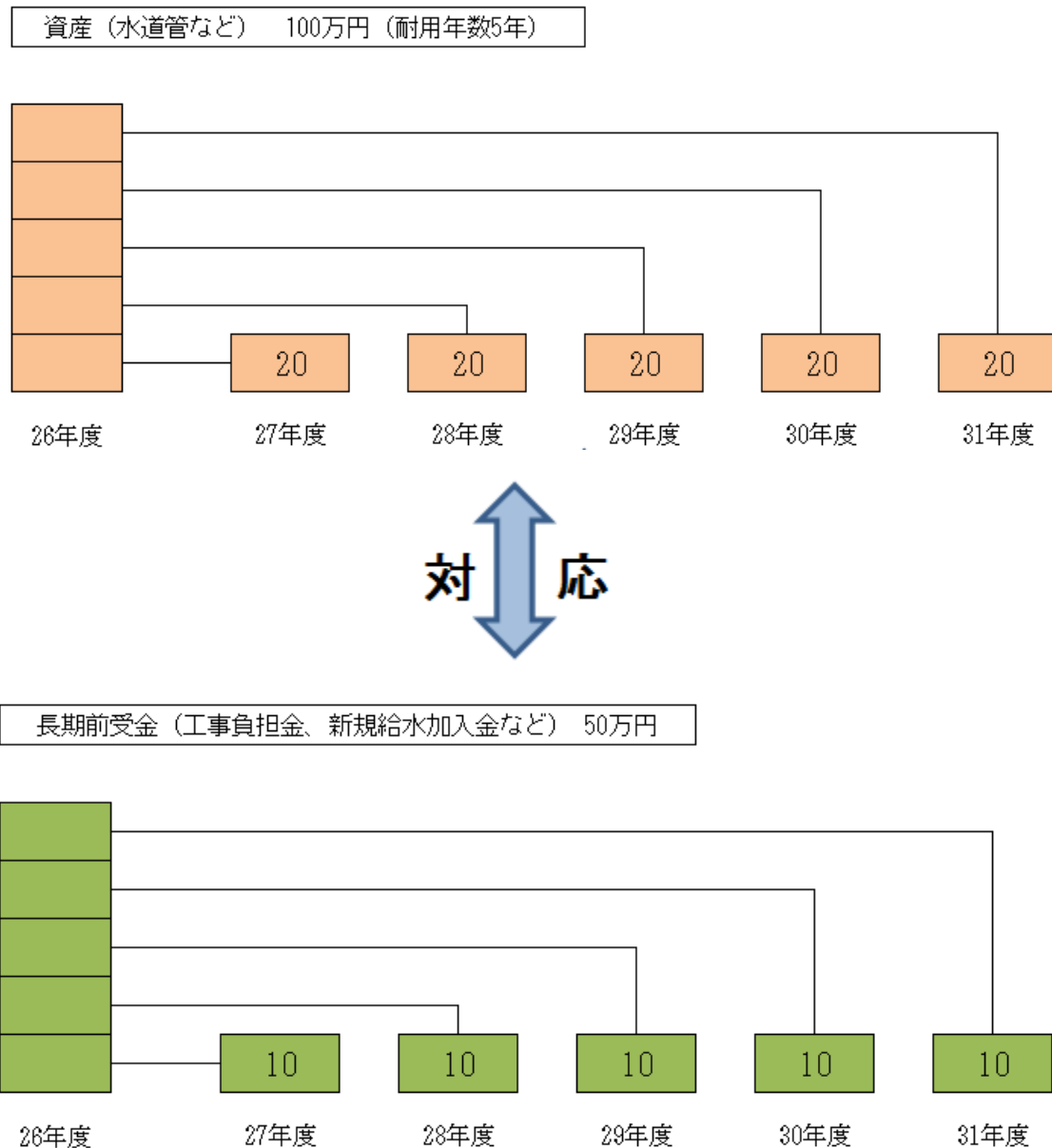
例えば、平成26年度に次のような資産を取得したとします。

- 資産 金額100万円（耐用年数5年）
- 長期前受金 金額 50万円

資産は、耐用年数の5年間にわたって、毎年同じ金額になるように20万円減価償却していきます。

資産の財源である長期前受金についても、減価償却に伴い、毎年10万円を長期前受金戻入益として収益に計上していきます。

【減価償却費と長期前受金戻入益の関係イメージ】



3 平成25年度における約5億円の累積赤字がなくなり、約16億円の累積黒字が表示されます

新会計制度が適用される前の、昭和43年度から平成25年度までに収入した工事負担金と新規給水加入金が、長期前受金戻入益として収益していた形で算定した結果、その累積額は約21億円となり、平成25年度における約5億円の累積赤字がなくなり、約16億円の累積黒字が表示されます。

実際には、工事負担金や新規給水加入金は、すでに収入した年度において工事費等として支出し、水道管などの資産になっていることから、現金として残っているわけではありません。